


特定小型原動機付自転車 (いわゆる電動キックボード等) に関する主な交通ルールについて

兵庫県警察本部
交通企画課


これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

◎ 特定小型原動機付自転車とは、下記の基準を全て満たすものをいいます。

性能等確認済みシール



性能等確認済
[認定機関名称-確認番号]
[車名・型式]
特定原付

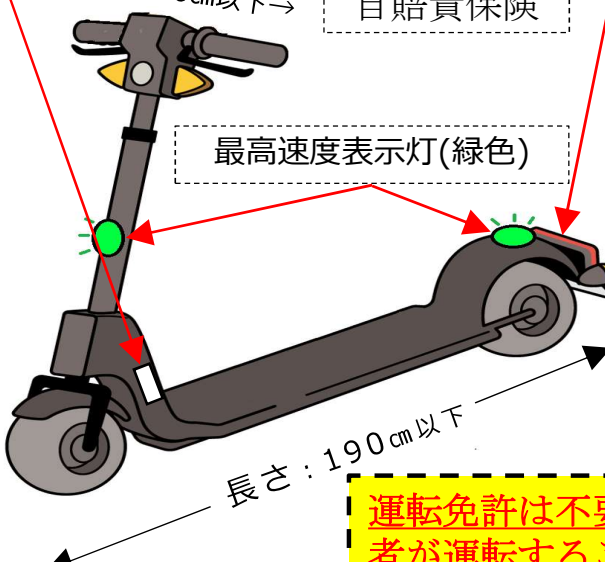


性能等確認済
[認定機関名称-確認番号]
[車名・型式]
特定原付

【車体の構造】

- ・20km/hを超えて加速することができない構造であること。
- ・走行中に最高速度の設定を変更できないこと。
- ・オートマチック・トランスミッションであること。等

←幅：60cm以下→

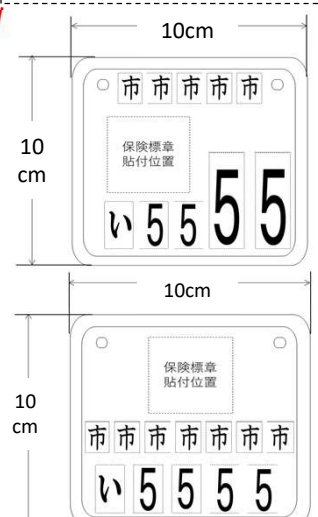


長さ：190cm以下

ナンバープレート + 自賠責保険

小型のナンバープレート

最高速度表示灯(緑色)



10cm
10cm
10cm

運転免許は不要ですが、16歳未満の者が運転することは禁止されています。

◎ 主な交通ルール (運転する前に)

- 保安基準への適合が必要です！
ヘッドライト・警音器・後部反射器 等
- **飲酒運転はダメ！ 極めて悪質・危険な犯罪です！**
- 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、**乗車用ヘルメット**を着用しましょう。

詳しくはこちら




警察庁
ウェブサイト
特設ページ

◎ 主な交通ルール

- 原則として、**車両用の信号に従わなければなりません。**
- 道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。






「通行止め」 「車両通行止め」 「車両進入禁止」 「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」

特定小型原動機付自転車は、通行・進入してはいけません。





「指定方向外進行禁止」 「一方通行」 「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」

特定小型原動機付自転車も従わなければなりません。

○ 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前(停止線がない場合は交差点の直前)で一時停止しなければなりません。



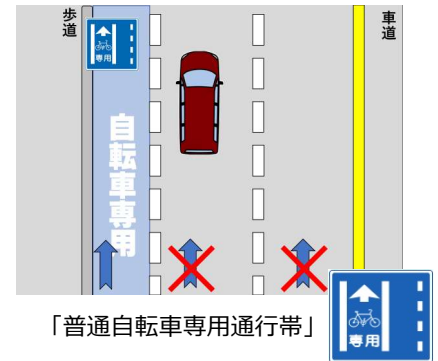
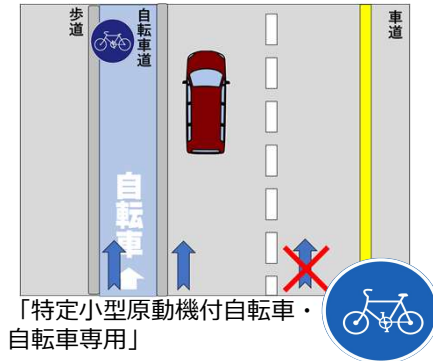
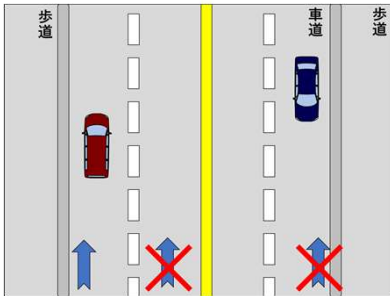
◎ 通行する場所

○ 車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、**車道を通行**しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、**左側端**に寄って通行しなければならず、**右側を通行してはいけません**。

【通行場所のイメージ】

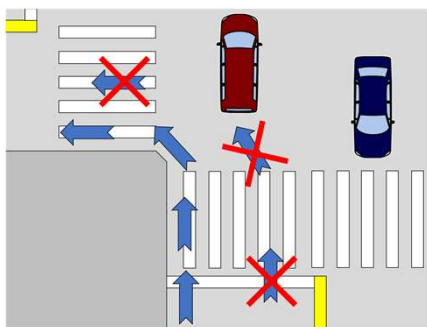


○ 左折又は右折の方法

・ 左折の方法

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウィンカーを操作して左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません**。

【イメージ】

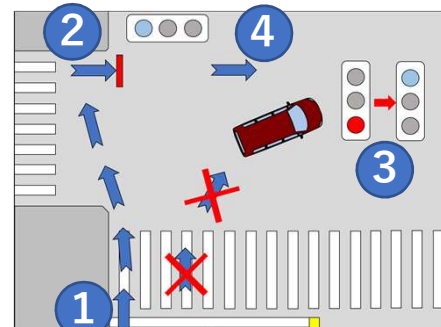


・ 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる**「二段階右折」(※)**をしなければなりません。

※ 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと

【イメージ】



◎ 例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
 - 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等
- ※ スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準は満たさず、歩道を通行することができません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」